



介護保険の要介護認定を受けていて、一定の基準に該当する人は、
所得税・住民税申告で控除を受けられる場合があります。

●障害者手帳は持っていないけれど、申告で控除を受けられるの？

障害者手帳を持っていない人でも、寝たきり状態や重度の認知症で日常生活に支障があり要介護認定を受けている人は、申請により障害者控除対象者認定を受けられる場合があります。認定された場合には、町が発行する「障害者控除対象者認定書」によって控除を受けることができます。
※障害者手帳をお持ちの人は、申請の必要はありません。

●介護用のおむつ代は医療費控除の対象になるの？

おむつ代に係る医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」(有料)が必要ですが、要介護認定を受けている人で、前年度以前に医師が発行した「おむつ使用証明書」によっておむつ代の医療費控除を受けたことがあり、町の保有する要介護認定に当たって主治医が作成した書類に所定の記載がある人は、申請により町が発行する「おむつ使用証明書」(無料)で控除を受けることができます。
(※1度目は医師の記載した有料の「おむつ使用証明書」を使用することになります。町が無料の証明書を発行できるのは2度目以降です。)
※制度の対象になるかどうかの確認や申請については、個人情報保護の観点から窓口での対応となります。詳しくはお問い合わせください。

☎ 保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-3041

事業主の皆さまへ ～給与支払報告書の提出について～

令和3年分の給与支払報告書の提出は、**1月20日(木)まで**にお願いします。事務処理の都合上、提出期限を早めていますので、早期の提出にご協力ください。
給与支払報告書は、給与支払者(法人・個人事業主など)が、すべての従業員など(パート、アルバイト、法人役員、青色事業専従者、年途中退職者などを含む)に対して前年中に支払った給与額などを市町村に提出することが法令により義務付けられています。また、給与支払報告書は個人住民税の課税の根拠となる重要な書類ですので、**給与支払額の多少にかかわらず、すべてについて正しく記入のうえ、必ずご提出ください。**
なお、町では**個人住民税の特別徴収の徹底**に向け取り組んでいます。事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。給与支払報告書の総括表に「特別徴収」または「普通徴収」の記載がない場合は、原則、「特別徴収」として処理されますので、あらかじめご了承ください。

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告相談について

受付場所	受付日程	受付時間
南三陸町役場 町民税務課窓口	1月18日(火)～ 21日(金)	午前9時～ 正午 午後2時～ 5時

【持ち物】
●家屋・土地(※)の売買契約書などの写し
●家屋・土地(※)の登記事項証明書(登記簿謄本)
●住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
●住宅の取得に際し、交付を受けた補助金などの金額がわかる書類の写し
※土地の購入に関する借入金がない場合には不要

当日必ず持参してください!

- 相談を希望する人は予約が必要となります。
- 予約期間：令和4年1月11日(火)～20日(木) 午前9時～午後5時 ※土日祝日を除く
- 予約方法：町民税務課窓口または電話での予約 ☎46-1372

注意 初めて住宅借入金等特別控除を受ける人で、相談を希望する場合は、申告相談に
事項 来場して事前に必要書類の確認を受けてください。事前に必要書類の確認を受けていない人は、町の申告会場では受け付けできませんので、直接、税務署で確定申告をしていただくようになります。

給与収入・年金収入のみの人を対象にした【完全予約制】申告相談受付について

★感染症対策として、密集・密接・密閉を防ぐために、**世帯の収入が給与・年金のみの人を対象にした完全予約制の申告相談受付を開催します。**待ち時間が短縮されますので、対象の人はぜひご利用ください。

受付場所	受付期間	受付時間	予約期間
<志津川会場> 南三陸町スポーツ 交流村総合体育館 (ベイサイドアリーナ)	令和4年2月 3日(木)、4日(金) 7日(月)、9日(水)	【午前の部】 午前9時～11時	令和4年1月24日(月)～2月8日(火) 午前9時～午後5時 ※土日祝日を除く
<歌津会場> 歌津総合支所	令和4年3月 3日(木)、4日(金)	【午後の部】 午後2時～4時	令和4年2月21日(月)～3月3日(木) 午前9時～午後5時 ※土日祝日を除く

(注意) 令和3年12月号掲載内容から一部日程を変更しています。

※予約方法：町民税務課窓口または電話での予約 ☎46-1372
※密集・密接・密閉を防ぐために、**1日の受付人数を最大50人とした、先着順の完全予約制**となっています。受付人数が定員に達し次第、予約受付を終了しますのであらかじめご了承ください。
※**予約のない人が当日来場されても、申告相談を受けることはできませんので、ご注意ください。**

気仙沼税務署からのお知らせ

★税務署「申告書作成会場」の開設期間などについて

令和3年分所得税などの申告書作成会場を次のとおり開設します。

- 開設場所 気仙沼税務署
- 開設期間 令和4年2月1日(火)～3月15日(火) <土・日・祝日などを除く>
- 開設時間 午前9時～午後5時

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。配布方法の詳細は、別途国税庁ホームページなどによりお知らせします。「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。
※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

★ご自宅での申告書などの作成・提出にご協力ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告書作成会場への入場者数を制限いたしますので、ご自宅のパソコンやスマートフォンから、国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書や収支内訳書などの作成・提出をお願いします。
なお、郵便での申告書などの提出も受付していますので、三密防止にご協力ください。

★国税についての一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください

確定申告関係をはじめとした国税に関する一般的なご相談は「仙台国税局電話相談センター」でお答えします。気仙沼税務署へ電話し、音声案内に従って番号を選択すると電話相談センターに繋がります。
☎ 気仙沼税務署 ☎22-6780

＊今月の税・保険料＊

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

- 町県民税……………第4期
- 国民健康保険税……………第8期
- 介護保険料……………第7期
- 後期高齢者医療保険料…第7期

納付期限
1月31日(月)

口座振替日
1月25日(火)

☎ 町民税務課税務係 ☎46-1372